

私立学校施設整備費補助金に係る交付要綱の改正について

1. 改正を要する交付要綱

- 私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))交付要綱

2. 改正内容

- (1) 施設整備等整備費補助に係る制度緩和(附則第2条及び第3条)

ア) 制度緩和(下限額引き下げ)について、近年の交付実績を踏まえ、大学及び高等専門学校に係るバリアフリー化工事及び学校施設防災機能強化事業の額を見直し。また、令和元年度に引き続き、短期大学及び高等専門学校に係る学校施設耐震改修工事の制度緩和を延長。

- 令和元年度と令和2年度の補助対象事業の下限額緩和(短大・高専)

(万円)

事業区分	大学		短期大学・高等専門学校	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
バリアフリー化工事	300		150 (300から緩和)	300
学校施設耐震改修工事		1,000		400 (1,000から緩和)
防災機能強化事業 (非構造部材等)	300		制限なし (300から緩和)	150 (300から緩和)

※ 上表は令和元年度又は令和2年度に下限額緩和の変動があった事業区分。

イ) 制度緩和(下限額引き下げ)について、近年の交付実績を踏まえ、専修学校に係るバリアフリー化工事(専門課程、高等課程とも。)及び学校施設防災機能強化事業(専門課程のみ。)の額を見直し。また、令和元年度に引き続き、専修学校に係る学校施設耐震改修工事(専門課程のみ。)の制度緩和を延長。

- 令和元年度と令和2年度の補助対象事業の下限額緩和(専修学校)

(万円)

事業区分	専修学校(専門課程)		専修学校(高等課程)	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
バリアフリー化 工事	150 (300から緩和)	300	150 (300から緩和)	300
学校施設耐震改修 工事	400 (1,000から緩和)		400	
防災機能強化事業 (非構造部材等)	制限なし (300から緩和)	150 (300から緩和)	制限なし	

※ 上表は令和元年度又は令和2年度に下限額緩和のあった事業区分。

3. 適用日（附則第1条）

令和2年4月1日から適用する。

4. 参考

（1）従来からの附則規定の適用

附則（平成30年1月4日）第2条及び附則（平成31年3月29日）第5条に規定した以下の点については、引き続き適用する。

- ・要綱第3条第1項第八号に規定する事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査に関する申合せ事項、私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱及び私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領の規定を準用する。ただし、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領第8調査事務取扱1（1）及び4については準用しないものとし、同調査要領第8調査事務取扱1（2）にある「やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、都道府県庁等において机上にて調査を行うことができる。」は「やむを得ない理由により実地調査が困難である箇所又は被害が軽微である箇所については、写真、設計書等の被災の事実、被災の程度等を確認できる書面の提出をもって代えることができる」と読み替える。附則（平成30年3月14日）にて規定した、学校施設耐震改築工事の規定の適用の期限を令和2年度末まで延長する。
- ・要綱第3条第1項第6号口に規定する学校施設耐震改築工事に係る同条第1項の規定の適用については、平成32年度末までに交付を決定するものに限るものとする。